

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	川口市 公営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、公営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県川口市長

公表日

令和7年12月26日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	<p>公営住宅の管理について、以下の事務を行う。</p> <p>①家賃の決定 ②家賃、敷金、割増賃料又は金銭の徴収 ③家賃若しくは敷金の減免又は金銭の徴収猶予の受理、審査及び決定 ④入居申込みの受理、審査及び承認 ⑤同居承認又は入居承継承認申請の受理、審査及び決定 ⑥高額所得者等への明渡し請求 ⑦明渡し期限延長の申出に係る事実についての審査 ⑧住宅のあっせん等</p> <p>なお、住宅政策課の職員が情報提供ネットワークを通じて情報照会をし、課税情報等を取得する。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・市営住宅管理システム・個人住民税システム・障害者福祉システム・生活保護システム・共通基盤システム(府内連携システム)・団体内統合宛名システム・住登外管理システム・中間サーバ・住民基本台帳システム(既存住民基本台帳システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
市営住宅管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という) 第9条第1項 別表の27項 　公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの</p> <p>※注…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第18条</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		<p>【別表における情報提供】 なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【別表における情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・別表(第27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表第53の項)及び第55条</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署 川口市 都市計画部 住宅政策課

②所属長の役職名 住宅政策課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 川口市(総務部行政管理課情報公開文書係) 〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 川口市(総務部行政管理課情報公開文書係) 〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[委託しない]
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○] 提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[] 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[] 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[] 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	二重チェックを行い、入力誤り等の人為的ミスを防止している。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[9) 従業者に対する教育・啓発]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である] <選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <p>判断の根拠</p> <p>毎年、特定個人情報及び情報セキュリティに関する研修を受講し、特定個人情報に関する知識等の習得に努めている。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IVリスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和4年3月2日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	<p>【別表第2における情報提供】 ・なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第7号(略)</p>	<p>【別表第2における情報提供】 ・なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第8号(略)</p>	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ずれにかかる変更
令和6年3月11日	IIしきい値判断項目－1対象人数－いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	しきい値判断の再実施による変更であり、重要な変更には該当しない
令和6年3月11日	IIしきい値判断項目－2取扱者数－いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	しきい値判断の再実施による変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年12月26日	I 関連情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	・共通基盤システム(府内用連携システム)	・共通基盤システム(府内連携システム)	事後	システム表記の統一によるもの
令和7年12月26日	I 関連情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	・税宛名管理システム	・住登外管理システム	事後	システム表記の統一によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	I 関連情報－3個人番号の利用－法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という) 第9条第1項 別表第1の19項 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの ※注…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第18条 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という) 第9条第1項 別表の27項 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの ※注…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第18条 	事後	令和6年5月27日施行の番号法改正に伴う号すれにかかる変更
令和7年12月26日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	<p>【別表第2における情報提供】 なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「公営住 宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するため に第3欄(情 報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提 供を求めることができるとされている項) ・別表第2(第31の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条</p>	<p>【別表における情報提供】 なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【別表における情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・別表(第27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基 づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(表第53の項)及び第55条</p>	事後	令和6年5月27日施行の番号法改正に伴う変更
令和7年12月26日	IVリスク対策－5. 特定個人情報の提供・移転	[]提供・移転しない	[○]提供・移転しない	事後	現況に合わせた変更であり、重要な変更には該当しない。
令和7年12月26日	IVリスク対策－8. 人手を介在させる作業		項目追加及び以降の項目の番号すれ	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年12月26日	IVリスク対策－11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目追加	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない